

5 . 廃棄物に該当するかどうかの確認

5 . 1 廃棄物の定義

循環資源が廃棄物であるか、有価物であるかによって、取扱方法、輸送できる事業者、必要な手続き等が大きく異なります。

循環資源が「廃棄物（産業廃棄物₁）、一般廃棄物₂）」に該当するかどうかの判断が難しい場合は、産業廃棄物の可能性があるならば輸送先の都道府県、一般廃棄物の可能性があるならば輸送先の市町村にお問い合わせ₃下さい。循環資源が産業廃棄物に該当する場合、一般廃棄物に該当する場合、廃棄物に該当しない場合により、手続き等が異なります。

1) 産業廃棄物の定義

産業廃棄物は、「廃棄物処理法」により、以下のように定義されています。

表 5 - 1 産業廃棄物の種類

	産業廃棄物の種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN 対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類、物品賃貸業から生ずるリース物品に係る木くず、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品 医薬品 香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）		

2) 一般廃棄物の定義

一般廃棄物は、「廃棄物処理法」により、産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。

一般廃棄物に該当するものは、家庭ゴミや一般家庭から出されたペットボトル・空き缶等の資源ごみ、事業系一般廃棄物などです。

3) 都道府県、市町村への問い合わせ

一般的には廃棄物処理法により、産業廃棄物に係る指導監督権限は都道府県知事、一般廃棄物は市町村長にあるとされています。ただし、政令で定める市については、廃棄物処理法第24条の2第1項により、産業廃棄物に関する事務が都道府県ではなく当該市の管轄とされています。

三島川之江港においては、産業廃棄物は愛媛県知事、一般廃棄物は四国中央市長に指導監督権限があります。

産業廃棄物の可能性があるならば輸送先の都道府県（又は政令で定める市）にお問い合わせ下さい。三島川之江港の場合は、四国中央保健所 衛生環境課、又は 県庁 廃棄物対策課 にお問い合わせ下さい。

愛媛県 四国中央保健所 衛生環境課

住所：四国中央市三島宮川4-6-53（電話：0896-23-3360）

愛媛県 県民環境部 廃棄物対策課

住所：松山市一番町4-4-2（電話：089-912-2355）

一般廃棄物の可能性があるならば輸送先の市町村にお問い合わせ下さい。輸送先が四国中央市の場合は、四国中央市 市民環境部 生活清掃課 にお問い合わせ下さい。

四国中央市 市民環境部 生活清掃課

住所：四国中央市中之庄町字浜之前1670-3（電話：0896-28-6015）

廃棄物とは？

・廃棄物とは、自ら利用し、または、他人に有償で売却できないため不要になった物のことです。廃棄物であるかないかは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、判断されます。

・例えば、コンクリート破片を土地造成のために有効利用しようとしても、そのコンクリート破片が他人に有償売却できないような不要物である限り、土地造成は廃棄物の埋立処分とみなされ、廃棄物処理法に違反します。この場合、有効利用するとしても各種の基準を満たし、客観的に見て他人に有償売却できることが必要です。

5.2 「産業廃棄物」についての愛媛県への相談

三島川之江港を經由して愛媛県内へ輸送する貨物が「産業廃棄物」に該当するかどうか判断が難しい場合は、四国中央保健所、又は県庁廃棄物対策課へご相談¹⁾下さい。

1) 四国中央保健所、又は県庁廃棄物対策課への相談

貨物を輸送する場合、その貨物が産業廃棄物であるか、有価物であるかどうかによって、取扱方法、輸送できる業者、必要な手続き等が大きく変わってきます。

取り扱う貨物が産業廃棄物に該当するかどうか判断する場合は、その貨物の性状、排出の状況、通常の手扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断して下さい。

汚染土壌については、廃棄物処理法上、廃棄物に該当せず、土壌汚染対策法で規制を受けるものですが、不要物として処分する場合は、廃棄物として適正処理する必要があります。

判断が難しい場合は、四国中央保健所 衛生環境課、県庁 廃棄物対策課、あるいは、(社)愛媛県産業廃棄物協会までご相談ください。なお、ご相談の際は、排出状況や性状等を確認できる資料のご提示をお願いする場合があります。

県外からの産業廃棄物を処分、又は保管しようとする場合には、知事への事前協議が必要ですのでご注意ください。

5.3 「一般廃棄物」についての四国中央市への相談

四国中央市内へ輸送する貨物が「一般廃棄物」に該当するかどうか判断が難しい場合は、四国中央市へご相談¹⁾下さい。

1) 四国中央市への相談

貨物を輸送する場合、その貨物が「一般廃棄物」であるか、有価物であるかどうかによって、取扱方法、輸送できる業者、必要な手続き等が大きく変わってきます。

取り扱う貨物が一般廃棄物に該当するかどうか判断する場合は、その貨物の性状、排出の状況、通常の手扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断して下さい。

判断が難しい場合は、四国中央市 市民環境部 生活清掃課 までご相談ください。なお、ご相談の際は、排出状況や性状等を確認できる資料のご提示をお願いする場合があります。

6 . 三島川之江港を利用した循環資源輸送

循環資源の輸送は、排出事業者・市町村とリサイクル業者が循環資源の処理についての契約をすることから始まります。契約から、三島川之江港を利用した循環資源輸送が開始されるまでの流れと関係者の役割¹⁾を図・表にまとめました(10ページから13ページ)。

7章、8章では、事業者・市町村の担当者が三島川之江港を利用した循環資源の輸送を行う際に「必要な手続き」、「行政に相談・確認することにより円滑な輸送ができると思われる事項」、「収集運搬業者の選定時の配慮事項」について解説しております。

1) 三島川之江港を利用した循環資源輸送に必要な手続き等

循環資源が、産業廃棄物と有価物のいずれに該当するかにより、三島川之江港を利用した循環資源輸送に必要な手続き等が異なります。

それぞれのページにお進みください。

産業廃棄物に該当・・・「6 . 1 産業廃棄物の輸送」(10ページ)へ

有価物に該当・・・「6 . 2 有価物の輸送」(12ページ)へ

取り扱う循環資源が 一般廃棄物 に該当する場合には？

- ・一般廃棄物は、排出元の市町村の区域内で処理することが原則となっております。
- ・本マニュアルでは、三島川之江港を利用した循環資源の海上輸送を前提としておりますので、一般廃棄物については一般廃棄物に該当する場合を想定しておらず、産業廃棄物及び有価物に該当する場合のみを解説しております。
- ・循環資源が一般廃棄物に該当する場合には、お近くの市町村の廃棄物を担当する窓口へ、事前にご相談ください。

6.1 産業廃棄物の輸送

(1) 産業廃棄物の輸送フロー図

産業廃棄物を、三島川之江港を利用して輸送する場合のフロー図は、以下のようになります。フロー図にある、「収集運搬業者の選定」「三島川之江港での廃棄物取扱方法の検討」「知事への事前協議」については7章、「港湾管理者への手続き、確認等」については8章で解説しています。

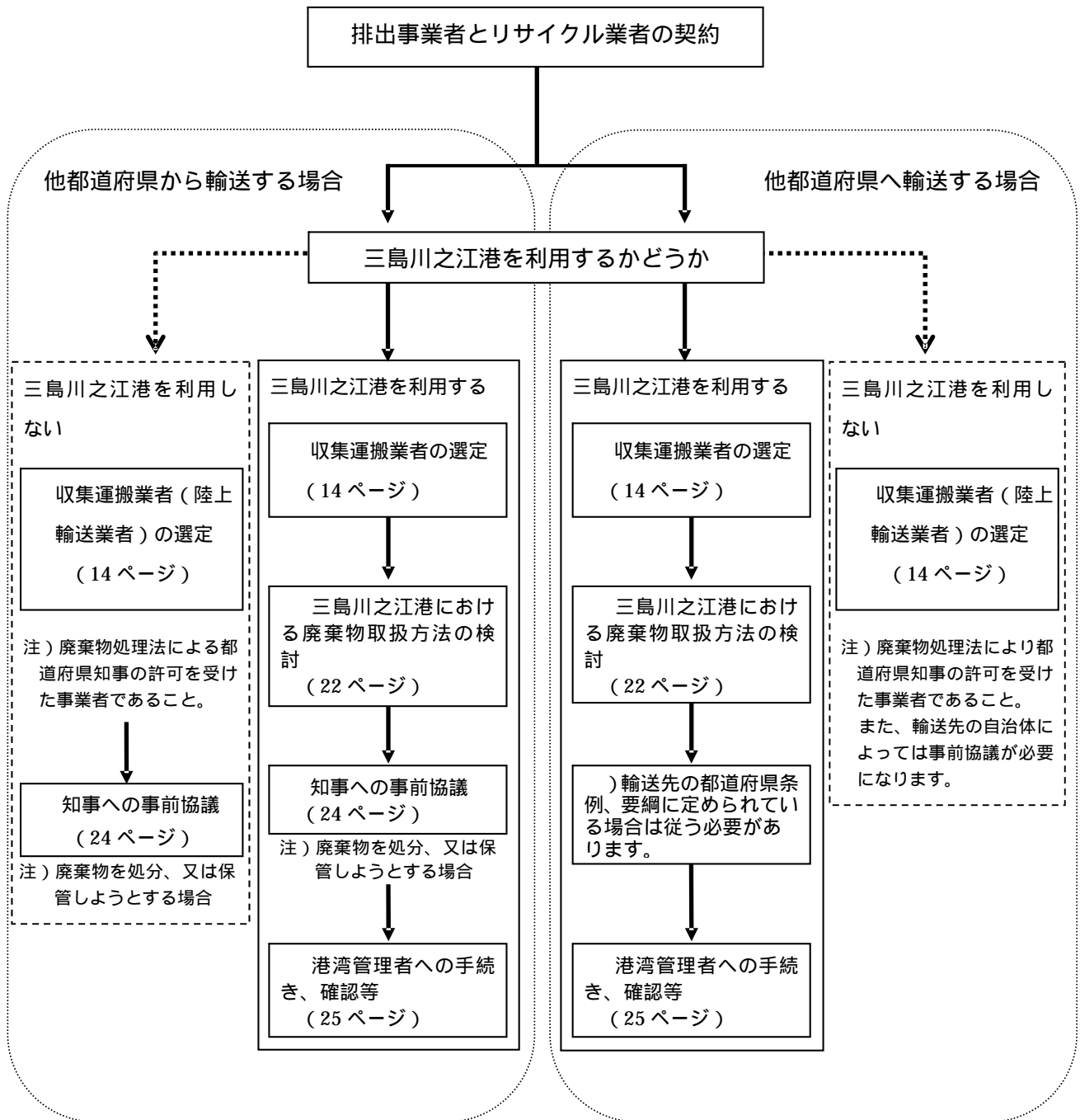


図6-1 三島川之江港を利用した循環資源（産業廃棄物）輸送が開始されるまでのフロー図

(2) 関係者の役割

産業廃棄物の輸送に必要な手続き、選定、確認等に関わる事業者、行政担当¹⁾は、以下の通りです。

「 収集運搬業者の選定 」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）です。

「 三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討 」の関係者は、排出事業者、リサイクル事業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、四国中央保健所衛生環境課、又は県庁廃棄物対策課、および四国中央市港湾課港務所です。

「 知事への事前協議 」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、四国中央保健所衛生環境課、又は県庁廃棄物対策課です。

「 港湾管理者への手続き、確認等 」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、四国中央市港湾課港務所です。

1) 本マニュアルで解説している上記 ~ の4項目について、関係する事業者、行政担当は以下の通りです。

このうち、対応する必要のある関係者は、状況により対応する可能性のある関係者はで示してあります。

表 6 - 1 産業廃棄物の輸送における関係者の役割

	排出事業者	リサイクル業者	収集運搬業者			四国中央保健所衛生環境課 又は、県庁廃棄物対策課	四国中央市港湾課港務所
			陸上輸送事業者	海上輸送事業者	港湾運送事業者		
収集運搬業者の選定	愛媛県内を輸送する場合の陸上輸送業者の選定						
	三島川之江港での港湾運送事業者の選定						
	三島川之江港 - 相手港間の海上輸送業者の選定						
	相手港での港湾運送事業者の選定						
	他都道府県での陸上輸送業者の選定						
三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討							
知事への事前協議							
港湾管理者への手続き、確認等							

6.2 有価物の輸送

(1) 有価物の輸送フロー図

有価物を、三島川之江港を利用して輸送する場合のフロー図は、以下のようになります。

フロー図にある「収集運搬業者の選定」については7章、「港湾管理者への手続き、確認等」については8章で解説しています

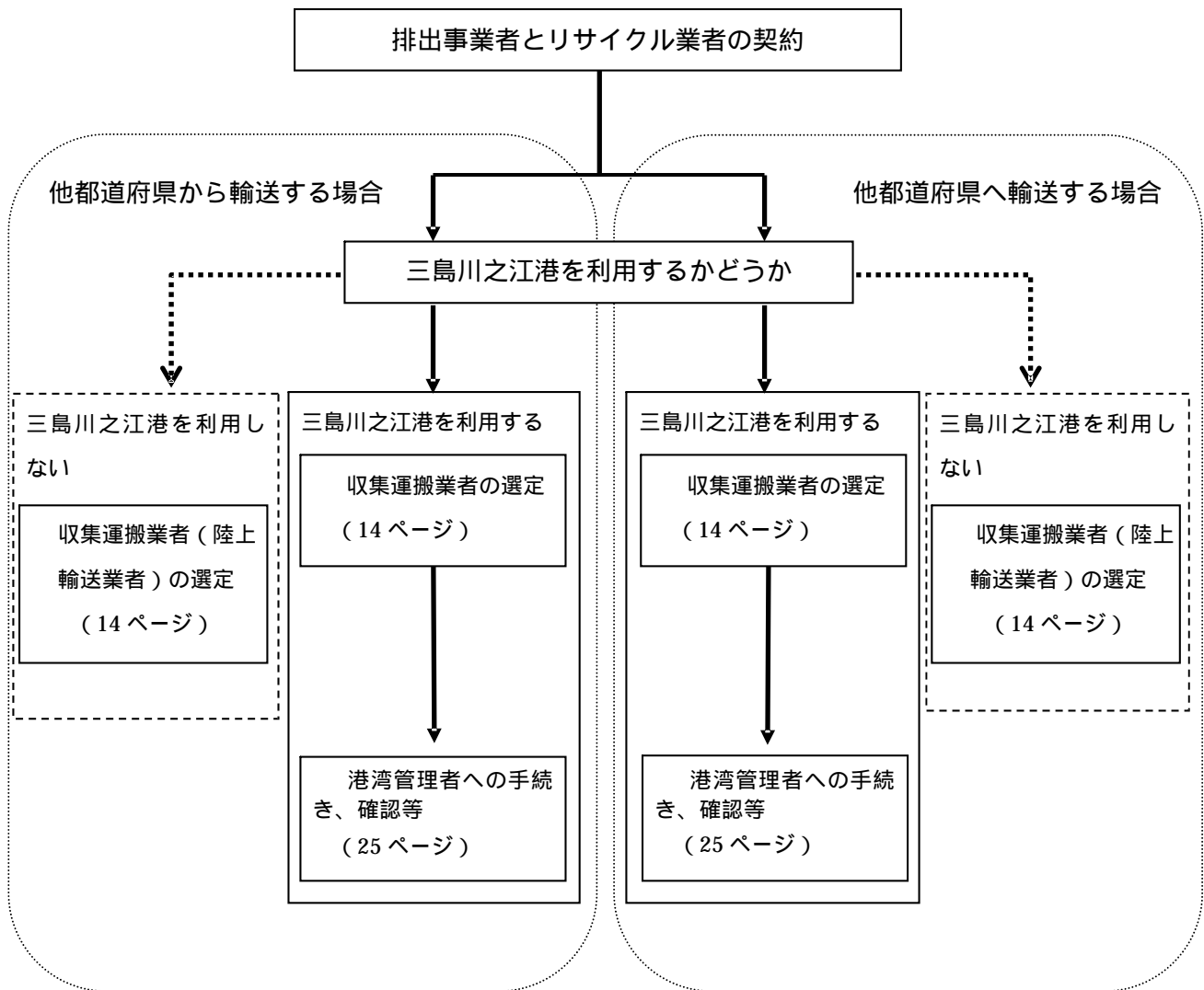


図6-2 三島川之江港を利用した循環資源（有価物）輸送が開始されるまでのフロー図

(2) 関係者の役割

有価物の輸送に必要な手続き、選定、確認等に関わる事業者、行政担当¹⁾は、以下の通りです。

「 収集運搬業者の選定」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）です。

「 港湾管理者への手続き、確認等」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、四国中央市港湾課港務所です。

有価物は廃棄物に該当しないので、「 三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討」、「知事への事前協議」にかかる事項はありません。

1) 本マニュアルで解説している上記 ~ の4項目について、関係する事業者、行政担当は以下の通りです。

このうち、対応する必要のある関係者は、状況により対応する可能性のある関係者はで示してあります。

表 6 - 2 有価物の輸送における関係者の役割

	排出事業者 リサイクル業者	収集運搬業者			四国中央 保健所 衛生環境課 又は、県庁 廃棄物対策課	四国中央市 港湾課港務所
		陸上 輸送 事業者	海上 輸送 事業者	港湾 運送 事業者		
収集運搬業者の選定	愛媛県内を輸送する場合の陸上輸送業者の選定					
	三島川之江港での港湾運送事業者の選定					
	三島川之江港 - 相手港間の海上輸送業者の選定					
	相手港での港湾運送事業者の選定					
	他都道府県での陸上輸送業者の選定					
三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討						
知事への事前協議						
港湾管理者への手続き、確認等						